

平成25年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年10月7日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

(1) 議案第38号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情

3 協議

(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

全国学力・学習状況調査結果について(概要)

桜台第二保育園および氷川台保育園大規模改修工事の実施について

練馬区立保育所運営業務委託候補事業者の決定について

「民設子育てのひろば」の新規指定について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時40分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

ただいまから、平成25年第19回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方がお一人おいでになっている。よろしく願います。
本日の案件は、議案1件、陳情5件、協議1件、教育長報告5件である。

(1) 議案第38号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

委員長

初めに、議案である。
議案第38号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
である。この議案の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

まず、指導教諭の任用数及び任用教科等についてである。ただいまご説明いただいたように、指導教諭は教科ごとの配置ということである。特に小学校の場合、教科専門で

はないが、教科ごとに配置されるということは、その教科のみについて、指導に当たるということか。それから、小学校で全体として210名を予定しているということであるが、教科は11科目ある。単純に計算すると1科目に20名程度となる。資料の中では、ブロック単位で指導教諭を任用・活用すると書かれているが、例えば、練馬区はどのようなブロックになるのか、あるいはそのようなことは、まだこれから調整することか。それから、任用体系の下のところ、受験資格として、主任教諭歴と年齢制限がある。どのような受験内容になるのかわからない段階でこのような意見を言うべきではないかもしれないが、特定教科について指導できる資質、能力をどのように選考するのか。何か条件になるようなものがあるのか。校長やほかの管理職の自薦、あるいは他薦といったものはあるのか。

教育指導課長

まず、教科についてであるが、今年度選考を行うのは、小学校、中学校ともに、国語と算数・数学と理科の3教科になる。人数は、平均すると、本区の場合だと、小学校、中学校を合わせて、この3教科で3名くらいの任用予定となっている。次に、ブロックについてであるが、近隣区ということになる。東京都23区の城西ブロックということになり、杉並区、練馬区、板橋区、豊島区等が同じブロックになる。次に、4級職の選考についてであるが、指導力のある教員ということで、本人の申し込みも必要であるが、管理職等の推薦、それと実際に選考に当たって、指導力があるかどうか、授業を参観し、見きわめていくということである。

天沼委員

練馬区全体の学校を指導されるということになると、人数的に少ないように感じる。

委員長

ほかにご質問、ご意見を願います。

安藤委員

現在、教育会等で教育研究が進められているが、そのようなものとの関係で、今の段階で何か考えられていることがあれば、教えてほしい。

教育指導課長

教育会との関係性はないが、教員の指導力といったものについては、教育会等で教科の専門性を高めているところである。教育会からも情報収集しながら、専門性の高い教諭については、こちらでも発掘してまいりたいと考えている。

委員長

ほかにかがが。

外松委員

感想になるかもしれないが、子供たちが学校で意欲的に楽しく学べて、それが確かな学力に結びついていく中で、日々の授業はとても大切だと思っている。先生方がほかの先生の授業を見て学んでいくということは、授業力を高めるための一つの手だてだと思っている。これが若い先生たちを育てていく一つの牽引力になっていくのではないか。経験の少ない先生は、すばらしい授業を見るということが大変参考になると思う。

天沼委員

栄養教諭についてである。参考資料3の中で3点ほど確認させていただく。まず、現在、栄養士もしくは管理栄養士、それから、中学校の場合だと、家庭科の教諭がいるが、それらとの関連はどのようになるのか。2つ目は、栄養教諭として授業が行われることになるのか。3つ目は、食育リーダーの支援とあるが、現場に栄養教諭のほかに食育リーダーと言われる方がいるのか。

教育指導課長

まず、栄養教諭についてである。特に食に関する指導を中心に行う教諭である。具体的には、朝食、お弁当づくり、栄養素に関する指導を行う。確かに教科の指導内容と重なる部分もあるが、専門性を生かし、子供たちにわかりやすく伝えるということが主な職務となっている。もちろん授業を計画するに当たっては、小学校においては担任の教員、また中学校においては家庭科等の教員と事前に連携をとり、授業内容については検討を重ね、子供たちに適した指導ができるように取り組んでいる。続いて、食育リーダーについてである。これは通常の教員が食育リーダーとなって、地区内での食育推進に向けて、東京都の研修会等に参加し、そのような情報を広めていくという役割である。この食育リーダーに対して、栄養教諭が専門的見地から助言していくものになる。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい。

外松委員

栄養教諭であるが、練馬区には、どのくらいの人数が配置されているのか。

教育指導課長

今年度2名の栄養教諭が配置されている。

安藤委員

食育リーダーは各校配置か。また今おっしゃった栄養教諭2名というのは、小学校と中学校、各1校ずつと考えてよいか。

教育指導課長

食育リーダーについては、各学校に配置されている。栄養教諭については、現在、小学校1校、中学校1校に配置されており、具体的には、上石神井北小学校と八坂中学校に配置されている。

委員長

私は指導教諭について感想がある。指導教諭の具体的な職務内容の 番から 番に挙げられているようなことは、今までも各学校独自、また個人として行われてきていたものだと思う。それが今回制度化されたということは大変よいことだと思っている。先日、ある中学校で、中学校は教科ごとの教諭ということであり、教科の先生が1人しかいない場合、自分の指導を見てもらう、またはほかの人の指導を見ることができないので、近隣校に独自で派遣しているという話も聞いた。そのような努力が今まで積み重ねられてきているが、制度化することによって、そのような活動がもっと活発になっていくと感じる。これだけの人数でどこまで対応できるのかというところはあるが、制度化されたということは、1つ前進したということである。

委員長

それでは、とりまとめたいと思う。議案38号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第38号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情

委員長

次に、陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情案件については、資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育総務課長

資料2である。東京外かく環状道路のオープンハウスを開催するというチラシを資料として提出させていただいた。東京外かく環状道路のオープンハウスは、9月9日から13日までの間に、沿線の5会場で開催されたところである。練馬区においては、11日に上石神井の区民地域集会所、12日には東大泉の常設会場で開催された。当日については、区の担当部署である交通企画課の職員が現地へ行き、状況を確認してきたところである。とりわけ12日の東大泉の常設会場では、東京外かく環状道路の事業概要の説明にあわせて、八の釜憩いの森の保全の考え方についても、説明が行われたと聞いている。東大泉の常設会場については、当日約120名の来場があった。八の釜憩いの森の保全措置については、これまでも意見を聴く会を開催するなど各段階を踏まえて、考え方が示されたわけだが、今後も寄せられた意見や事業者の考え方を踏まえて、保全措置の方針を定めていくとのことである。

今回オープンハウスにおいて、八の釜憩いの森の保全の考え方が示されたわけだが、あわせて来場者にアンケートの記入をお願いしていた。今後、交通企画課は、国から八の釜憩いの森保全に対する考え方やアンケート結果について説明を受けると聞いているので、交通企画課が国から説明を受けた後に、情報提供してもらい、それらを踏まえて、教育委員会にご報告をさせていただければと思っている。

委員長

今回はオープンハウスを開催したという報告を承ったということで、次回以降、交通企画課を通じて、詳しい資料が出てくるということによろしいか。

教育総務課長

はい。

委員長

ご意見、ご質問はあるか。今日の段階では特にないということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

この陳情については、今後の東京外かく環状道路整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審議を進めたいと考えるので、本日は継続としたいと思う。よろしく願います。

それでは、次の陳情案件である。次の3件の陳情案件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日はこの3件を「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

それでは次の陳情案件に進む。平成25年陳情第1号「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情についてである。この陳情案件については、本日新たに提出されたものである。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局である。新たな陳情が提出されたので、読み上げさせていただきます。

平成25年陳情第1号「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情である。陳情者の住所と氏名は記載のとおりである。

平成25年陳情第1号 読み上げ

委員長

それでは、この陳情案件については、本日は読み上げのみとして、「継続」としたいと思うが、いかがか。

委員一同

はい。

委員長

よろしいか。それでは、「継続」とさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件は、本日で7回目の協議となる。本日は教育相談の充実および保育サービスの充実のテーマに関する資料が提出されている。まず、教育相談の充実のテーマについて審議する。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明（資料に落丁あり）

委員長

6ページに関しては、後ほどご説明いただけるのか。

教育指導課長

後ほど資料を配付し、ご説明させていただく。

委員長

それでは、ここまででご意見、ご質問等があったら、よろしく願います。

外松委員

昨年12月に出された練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき対応が進められてきており、しっかりと取り組まれている実情をご報告いただいた。この対応を読ませていただき、練馬区教育委員会の対策は、丁寧に、現場に即して取り組まれているということを感じた。そして、3ページの(5)や、4ページの(8)のは、該当案件がなしとなっている。このようなことはあって困ることなので、該当なしということであり、よかったと思っている。着々と対策が進められ、しっかりと取り組まれていると感じた。

委員長

ほかの方はいかがか。

天沼委員

私も同じような感想を持った。教育委員会、学校の取り組みは1つ、2つではなく、大変多くのいじめ関連の事業を進めている。学校は、まとめてであるが、5つ、6つの事業に取り組んでおり、さまざまな対策を講じている状況を説明していただいた。いじめ対策基本方針が定まって、それが着実に進められているという感想を持った。国としても、11日にいじめ問題に関する法律を出すということになっている。練馬区もその法律との整合性を図り、強めるべきところを強めていくというように、もう一度本区の方針を見直してもらいたい。例えば、2の(3)に、いじめ撲滅宣言の表彰というものがあるが、過去の取り組みがどのように行われているのか。例えば、教育委員会としていじめ撲滅宣言を出して、周知するという方法の区もあるし、学校ごとに取り組んでいる区もあるようなので、そのようなことをお知らせすることも大切である。

気になったのは、7ページである。教育委員会としては、3ページの(4)で、保護者、地域との連携強化、啓発の促進ということで、いじめ一掃プロジェクトの実施やリーフレットの配布を行っているが、7ページの(6)に、学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるよう取り組んでいる小学校が22校、中学校が11校となっている。このような機会を有効に活用し、現場とも連携をとり、いじめに対する指導計画や、その取り組みを公表し、保護者や地域の皆様からご理解を得られるようにしなければならない。

教育指導課長

今回、国からいじめ問題に関する方針の推進法が出されたが、その法の中でも、学校

での取り組みということで方針を設け、また体制を築くということが示されている。これに基づき、あらためて各学校に指導していきたいと考えている。

委員長

今の説明に関連して、私も学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるよう取り組んでいる学校数が少ないという印象であった。しかし、各学校が、学校だより、保護者会等で情報発信はしているので、もっと多くの学校が取り組んでいると思っている。このアンケート調査が、指導計画の公表まで求めているため、いじめ防止対策推進法に則した情報発信ではなかったという認識になり、このような数字になったのではないかと推測したが、いかがか。

教育指導課長

これは平成24年度の取り組みである。いじめ問題に関しては、確かに学校だより等で公表している学校もあるが、まだ全ての学校で公表できていない。さきほども申し上げたが、今回、法が整備されたことを受けて、学校の方針をしっかりと示し、さらに体制を築くというところまで進めていきたいと考えている。

委員長

そのように取り組んでいただくと大変よいと思う。5ページの(3)のいじめに対する校内組織の整備など、教育相談体制の充実ということであるが、小学校が40校、中学校が23校で、少ないという印象を受けた。ここも同じように、いじめ問題だけに特化した組織ということ調査を求めていたためではないか。生活指導一般に対するものや不登校、そのほか、さまざまなことに対する相談体制については、各校ともに整いつつあるのではないかと。実情について、教えていただきたい。

教育指導課長

いじめ問題に特化していじめ問題対応チーム等を設置した学校数が、小学校40校、中学校23校である。そのほか、ケース会議や校内委員会などを設置しているが、これは生活指導中心になっており、いじめに特化したものではない。そのような校内委員会は、全校で設置しているが、今回、それらの校数は含まれていない。

委員長

どこの学校も何らかの対応はされているということで理解したいと思う。

安藤委員

教育委員会とともに、学校も研修等で、さまざまな角度からいじめ問題に対応しているということが見てとれる資料である。感想というか、意見であるが、教育委員会の取り組みの(2)の教職員研修の実施で、保護者との連携等に関する研修となっているが、保護者とのコミュニケーション、先生方とのコミュニケーションのとり方に関する研修を行ったことはあるか。保護者と連携を図る中で、コミュニケーション能力は

重要なものであり、コミュニケーションがうまくとれれば、よほど大きな事件や事故の場合を除いて、裁判になったり、気持ちのすれ違いになったりということは防げらう。コミュニケーション能力の向上は、一生懸命対応しようとしている先生方が追い詰められないようにする手段であると思うが、そのあたりについて教えてほしい。

教育指導課長

教育指導課として、研修100選ということで、研修会を設けている。資料に書いてあるソーシャルスキルトレーニングや、教育相談研修の中で、保護者対応、コミュニケーションの築き方、またアサーショントレーニングなどの研修も組み入れて、どのように保護者に対応していくかということを研修している。

安藤委員

続けて、ソーシャルスキルトレーニングは、中学校の教員を対象に実施したとあるが、子供たちを対象としたソーシャルスキルトレーニングは、小学校や中学校で行っていないのか。また、小学校の教員を対象としたのソーシャルスキルトレーニングは行わないのか。

教育指導課長

これは教員対象の研修で、子供対象の研修ではない。ソーシャルスキルや友達との人間関係づくりについては、小学校も中学校も特別活動や学級活動の中で行っている。また、道徳の時間の一部を使って、人間関係づくり、友達を理解するという活動も取り入れている。ソーシャルスキルトレーニングの研修は、中学校教員対象という記載になっているが、教育相談研修の中でもそのようなものを取り入れてやっている。その取り組みの中で、小学校の教員も研修に参加している。

総合教育センター所長

子供対象のソーシャルスキルトレーニングであるが、総合教育センターでも一部実施している。講師の手配の都合から、学校全部一遍にというわけにはいかないため、数校ずつ実施している。

外松委員

ソーシャルスキルトレーニングは、中学校の教員を対象にしているが、これまでどの程度実施されているか。

教育指導課長

回数については、後ほど調べてご報告させていただく。

委員長

よろしく願います。

総合教育センター所長

平成24年度のデータであるが、学校訪問相談事業の中で、ソーシャルスキルトレーニングの講師を派遣している。手元の資料の集計では、年間10回程度実施していると認識している。

委員長

総合教育センターではそのようなデータである。
続いて、6ページの説明をしていただいてよろしいか。

教育指導課長

資料に基づき説明（落丁していた資料を説明）

総合教育センター所長

さきほど、年間10回程度と申し上げたが、中学校で10回であった。訂正させていただく。小学校では14回実施している。参加者数は、延べ人数で、おおよそ2,000人である。この参加者数は、児童・生徒、教員、保護者、全てを含んだ数字である。

委員長

ありがとう。6ページのご説明もあったが、ご意見、ご質問はあるか。

安藤委員

教育委員会の取り組みで、いじめ相談窓口の周知とあった。いじめ相談窓口をまとめた掲示物の作成・配布、クリアファイル作成・配布というものである。そのようなものを学校から配布し、あなたを守る大切なものだというメッセージを子供たちに伝えられたと実感した。決して几帳面ではない我が家の息子たちだが、机に張ったり、筆箱に入れたりしていた。クリアファイルは日常的に使うものであり、カードは筆箱に入れたり、連絡袋に入れたりするのにちょうどよいものであった。実際にどれぐらいの子供たちが相談に行くのかわからないが、これは本当に有効なものであり、子供たちに対するプラスアルファのメッセージのようなものも伝わっているのではないかと思った。

委員長

受け手側の情報である。どうもありがとう。
ほかに何かあるか。

教育指導課長

ソーシャルスキルトレーニング研修への教職員の参加状況であるが、平成24年においては、2コース、2日間実施して、延べ45名であった。

委員長

それでは、感想を申し上げたいと思う。別紙に階層研修におけるいじめ問題に関する

実施状況等についてまとめられている。ほかの委員もおっしゃっていたが、各階層にふさわしいテーマの研修が行われている。これを見て、大変充実していると思った。また、その下の2番に教育指導課訪問という項目がある。これは外から見えにくい活動であるが、教育指導課の方々は、お忙しい中、学校訪問して、直接全教員に働きかけている。これは大変有意義な活動である。それから、このように洗い出してみると、いじめの対応が、多岐にわたっているということに改めて感じる。教育委員会として、いじめ問題を重視しているという姿勢が、区民の方々にも理解していただけるのではないか。ご苦労は多いかと思うが、事件があったときに大騒ぎするのではなくて、日常的にこのような活動をしっかりと継続していくことが大事であると思う。よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、この件については、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

ありがとう。それでは次の資料の説明をお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

委員の方々のご意見、ご質問をお願いします。

安藤委員

先日、アンケートをなるべく早く実施してほしいと要望した。さっそく実施していただきありがとうございます。適応指導教室であるが、相談やグループ活動について、やや不満という回答はあるものの、不満に関してはどちらも0%ということであり、集団生活になじめず、適応指導教室に通っている子供たちにとって、役立っていることがわかった。学習活動については、消極的な意見が多いとは思いますが、分母数が少ないので何とも言えない。中学生の適応指導教室については、小学生に比べて学力差が大きくなってきてるので、さまざまな思いがあるのではないか。

委員長

ほかのうかがいか。

天沼委員

1つは、前回との比較であるが、1番の教育相談室を何で知ったかというところで、ホームページが平成22年度は4%だったのが、平成25年度は18%に上がっている。ホームページにより教育相談室を知った方が若干多くなってきている。それから、裏面

のフリーマインド、トライについては、2番目に適応指導教室にどのくらい通室しているかという設問があるが、1年以上が平成22年度には53%だったが、平成25年度には13%になった。これは何か理由があるのだろうか。それから、5番目の適応指導教室でのグループ活動に関する設問があるが、わからないというところが多くなっている。平成22年度は43%であり、平成25年度は若干増えて52%である。なぜわからないという回答が多くなるのか。

総合教育センター所長

各相談室とどのような形でつながったかということである。複数回答ということであるが、ホームページが広く見ていただけるようになったと考えている。区報をはじめさまざまな配布物に、ホームページにも案内を記載していると付け加えているので、その効果があったと考えている。このように事業の周知に一層取り組んでいきたいと考えている。次に、適応指導教室の期間であるが、1年以上通っているという回答が減っている。学校復帰が難しい状況にありながら、このような結果となる原因は判然としない。学年をまたいで、2年から3年に進級するとき、学校復帰につながったと考えている。引き続き、少しでも早く学校に戻るように取り組んでいきたい。次に、5番の適応指導教室のグループ活動についてである。わからないという数字であるが、グループ活動というのは、集団になかなか入っていけないお子さんの心情をほぐしていくという取り組みである。これについては、保護者の方に回答していただいているため、適応指導教室のグループ活動の事業をご覧いただく機会も少なく、実態がつかめないのではないかと考えている。この点については保護者の方に、より丁寧に説明していかねばならないと考えている。

天沼委員

今のご説明に関連して質問を続けさせていただく。最初に適応指導教室のことであるが、大変満足した活動内容を尋ねることはできないか。学習活動やグループ活動の内容についてお尋ねして、その結果に基づき、活動をより充実させていくことができないか。次に、前と同じようなことだが、相談内容をアンケートで尋ねるということではないか。どのような目的で相談室を訪れて、どのようなことを相談されたかということをお尋ねする項目を設けてもらいたい。また、月に何回ぐらい利用されているのかという利用状況に関する項目も設けてもらいたい。

総合教育センター所長

適応指導教室については、アンケートのとり方も含めて、今後さらに充実していきたいと考えている。次に、教育相談室である。どのような相談でお見えになったかということであるが、アンケートをとっているわけではないが、ご本人にどのような形でお越しになったかということをお尋ねする中で伺うので、データは持っている。アンケート結果をご報告する中で、そのデータは含めていないが、事業の進め方を分析する際に、そのあたりも勘案しながらやっていきたいと考えている。

天沼委員

月に何回ぐらい利用するかという利用状況に関する項目を設けられるか。

総合教育センター所長

相談件数は、年間で17,000件に近い件数となる。これを相談者数から割り返すと、年間10回程度という数字だったと記憶している。比較的早く終わってしまう方と、何年も相談されている方もいる。これが教育相談室として適切かということは別として、幼稚園・小学校ぐらいから高校生になるまで、相談室を頼りに相談してくださっている方もいる。アンケートのとり方については、今後さらに工夫していきたいと考えている。

天沼委員

例えば、不登校が小学校から中学校まで続いているようなケースだと、その期間、相談に見えるということか。

総合教育センター所長

そうである。

委員長

各委員からさまざまなご意見をいただいたが、本日の審議はここまでとしたいと思う。教育相談の充実のテーマについては、継続としたいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて、必要な資料を次回またご提出いただきたいと思う。

それでは、保育サービスの充実のテーマについて審議する。資料の説明をお願いする。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、委員の方々のご意見、ご質問をお願いする。よろしいか。

このように一覧表にまとめて資料を提出していただき、大変よく理解できた。しかしながら、点検・評価の資料ということを考えると、在籍児童数、定員などが記載されているとよい。また、平成26年度に向けて待機児童解消に取り組んでいるので、そのようなこともあわせて記載されていると、よりよい資料になるのではないか。

保育課長

今のご意見を踏まえて、そのような数字を加えた資料を次回以降お示ししたいと考えている。

委員長

よろしく願います。

ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

天沼委員

今、8形態の保育施設がある。今回、国が待機児童解消加速化プランを打ち出し、待機児童解消に取り組むが、その対象施設はどれか。ここにまとめられている施設と別ということか。

保育課長

待機児童解消加速化プランであるが、国は基本的に認可保育所を中心に考えている。この資料に記載はないが、平成27年度からの子ども・子育て新制度の中では、小規模保育という形になる。そのような形態の施設を増やすための助成制度について、国は待機児童解消加速化プランということで発表した。

安藤委員

平成27年度からということであったが、前回の資料に平成26年度4月1日までにスマート保育を2か所開設するとあった。もう既に開設する計画ができていたのであれば、この資料に加えてもよいと思う。

保育課長

スマート保育については東京都の制度である。今回、2園の募集を予定している。それについては、平成27年度から小規模保育という形態に移行していくことになっている。今回資料に記載はなかったが、今後記載する方向で検討させていただく。

委員長

さまざまな意見があったが、その意見を踏まえて、あらためて資料を提出していただきたい。

こども家庭部長

現在未就学の子供が入れる施設はこの8つで全てである。ただ、スマート保育については、他区において8月下旬から導入しているところがある。私どもも年度内に何とか開設したいと思っている。そのような状況はあるが、練馬区の子供が入ることができるのは8つのカテゴリーである。いずれにしても、さきほどの委員長からのご指摘も踏まえて、この資料については、今後導入する制度も加えて、拡充を図っていきたい。

委員長

よろしく願います。よろしいか。ほかにご質問はあるか。

それでは、保育サービスの充実については、継続としたいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて、必要な資料を次回提出するようお願いする。

(1) 教育長報告

全国学力・学習状況調査結果について（概要）

桜台第二保育園および氷川台保育園大規模改修工事の実施について
練馬区立保育所運営業務委託候補事業者の決定について
「民設子育てのひろば」の新規指定について
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、5件報告させていただく。前回報告は済んでいるので、資料は前回のものを使用させていただく。

委員長

前回ご説明いただいたものについて、一括してご質問やご意見を伺いたいと思うので、よろしく願います。いかがか。

外松委員

前回の資料7の全国学力・学習状況調査結果についてである。今回、練馬区は、小中学校ともに全ての項目で正答率が、全国と東京都を上回っている。現場の先生方が、学力テストの趣旨をしっかりと受けとめ、結果を分析して、授業改善に向けて取り組んできた成果が、このような結果となったと受けとめている。これは授業をよくしていきたいという先生方の思いが、子供たちにもしっかりと伝わり、日々の授業が集団の質としても高まり、よい結果に結びついているのではないかと思う。ここ数年間の教育指導課と現場の先生方との努力がこのような形で実ったと思う。ご尽力本当にありがとう。また、現場の先生方にもその旨よろしくお伝えいただきたい。

天沼委員

知識を習得する学力テストと知識を活用する学力テストを比較してみると、いずれも活用の得点が低い。練馬区に限ったことではないが、東京都の場合、その差が大きい。特に数学Bの差が大きくなっている。今後の指導の重点として、知識を習得して、表現は悪いが、覚えたことをそのまま吐き出すようなものではなくて、それを使って考えて、自分の意見をまとめる授業の形態にしていかなければ、活用面はこのまま低い状態にとどまってしまうのではないかと危惧している。

教育指導課長

活用に関する内容については、全国、東京都ともに低く、本区においても、同様の傾向がある。活用については、特に各学校において言語能力向上ということで、言葉を使い、理由や根拠を明らかにしながら、自分の言葉で表現する、発表する活動を取り入れているところである。さらに、そのような活動を充実させながら、活用する力に結びつくように、子供たちの指導充実に努めてまいりたいと考えている。

天沼委員

よろしく願います。

委員長

ほかにご意見。

安藤委員

今、社会の風潮として、子供たちの成績、学力調査の結果が悪ければ、学校や先生、また教育委員会の指導が悪いというようなところがある。そのような中、今回練馬区では、比較的よい結果が出ている。これは、学校の先生や子供たちの日頃の取り組みの成果ということであろう。研究授業等が大変熱心に行われているのも、一つ要素ではないか。

また一方で、子供たちの学力が二極化されているという話も聞く。この結果から、そのようなことは読み取れないが、今後、そのようなことにも目を向けていけたらよいと思う。

教育指導課長

各学校でも、今回の学力調査の結果を受けて、分析し、学校だより等で改善策等を発信しているところである。活用する力については、回答を書かない、無記入が非常に多かった。そのようなことから、子供が無回答の部分についても分析し、今後の指導方法を明らかにしていくということに取り組んでいきたいと考えている。

委員長

どうぞよろしく願います。

ほかにご意見、ご質問はあるか。

教育長

小学校と中学校の調査結果が出ているが、これは公立だけであるか。

教育指導課長

はい。公立の結果である。

教育長

私立の結果は出ているのか。

教育指導課長

私立は全校参加していない。任意の参加となっているので、私立だけという結果は出していない。

委員長

よろしいか。

では、ほかの案件で、報告についてご質問、ご意見があったら、どうぞ。

天沼委員

認可保育所及び認証保育所の整備についてであるが、未定のところが何か所がある。この中で見通しが立ったものはあるか。

委員長

資料の何番か。

天沼委員

資料9についてである。認証保育所2か所が未定、グループ型家庭的保育事業についても1か所が未定である。スマート保育も未定となっている。進展があるのかという質問である。

保育課長

スマート保育については、現在、事業者と事前相談を行っていて、正式な募集はこれからである。場所等についても、これから調整を行うところである。

こども家庭部長

スマート保育については、これから募集を行うところである。部屋を借りるということが主眼であるので、残り半年の間に開設できるものと考えている。認証保育所等については、これより規模が大きいものであるが、既に事業者の募集は終わり、事業者を選定する段階に至っている。しかるべき時期になったら、ご報告申し上げたいと思っている。

天沼委員

よろしく願います。

委員長

資料10以降について、いかがか。

外松委員

資料10である。保育所運営業務委託候補事業者の決定について、大変丁寧にご報告いただいた。保育園の委託化が始まったころ、委託したら、保育の質が下がるのではないかという不安を抱えている保護者が多かったことを覚えている。しかし、練馬区の委託園では、幸いそのようなこともなく、保育士の研修等も行われ、保育サービスの充実が図られているし、区から指導の手も入っていると伺っている。そのような状況であり、保護者も安心してお子さんを預けられていると受けとめている。今後とも指導をよろし

くお願いしたいと思う。

委員長

資料10について、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、資料11についてお願いする。

外松委員

現在、区営の子育てのひろばとして、ぴよぴよがある。今回、民設のあいあいあい石神井台の新規指定について報告されたが、両者の違いはどのようなものか。

練馬子ども家庭支援センター所長

利用対象者は、3歳までの親子である。情報交換、または支援が必要な方に支援を行うということで、事業内容に差はない。区立の場合、利用日が週4日、利用時間が朝10時から午後4時までとなるが、民設の場合、開設日が週3日以上、開設時間が5時間以上という基準を設けていて、それ以上のサービスをお願いしている。区立と民設で開設時間に差はあるが、事業内容については差がない。

天沼委員

既にあいあいあいは東大泉や南大泉にあるが、そのほかにも民設の子育てのひろばがある。認可保育所、認証保育所の整備の中に、この民設子育てのひろばは、加えられないか。

練馬子ども家庭支援センター所長

別のものである。民設の子育てのひろばについては、親子で利用して、その中で情報交換等を行うものであり、保育所とは事業内容が異なっている。民設の子育てのひろばは保育施設でない。

こども家庭部長

保育所については、一定の園児を決めて、その子たちが毎日通園するということが基本である。子育てのひろばについては、開設日は決まっているが、毎日来るという決まりはない。そのようなことから、民設の子育てのひろばは、子供を連れて親がやってきて、そこにいる子供たちと触れ合いをしたり、親同士の情報交換をしたりという場の提供が主である。それからもう1点であるが、民設と公立の違いである。公立は自治体が運営している。民設はNPOや地域の方々が、子供のために私財等を投入して、自分の家を提供するなど、ボランティアとして子育てのひろばを運営しているものである。そ

のような取り組みに対して、民設の子育てのひろばと位置づけて、区として助成している。自宅の近くに、子育てのひろばがあればということで、長期計画等に位置づけて、区営として整備したり、民設として助成したりという状況である。

委員長

それぞれの性格を詳しくご説明いただいて、理解が深まったと思う。

安藤委員

以前、学童クラブで施設を使っていない時間帯に子育て相談を行っているという報告があったと思う。すべての施設で行っているわけではないと思うが、あらためてご説明いただきたい。

子育て支援課長

学童クラブは、学校のある日、午前中は施設が空いているため、ここにこという事業を行っている。学童クラブは92施設あり、すべての施設で行っているわけではなく、安藤委員がおっしゃったように、施設と施設の距離を見ながら、あまり近くないところで事業展開させていただいている。基本的には、居場所の提供ということである。中には施設で相談を受けている施設もあるが、基本的には居場所の提供ということで事業を展開しているところである。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかに質問はあるか。

少しずつ理解が深まってきていると思う。よろしく願います。

それでは、資料12については特になしでよろしいか。教育委員会の後援名義等使用承認事業ということで、お目通しをお願いします。

ほかの報告はあるか。

外松委員

報告ではないが、1つ意見を補足させていただきたい。今日の議案で取り上げた指導教諭についてである。さきほど教育指導課長のお話で、来年度、練馬区の配置は3名程度であり、教科が国語、算数・数学と理科の3教科ということであった。ここ何年か学校を訪問させていただいて、中学校の音楽専科の先生から聞いた話であるが、音楽専科は学校に1人しかいないので、先生自身が技量を高めたり、生徒とのかかわり方を学んだりすることが非常に難しいとのことである。特に音楽の場合、学年が上がると、受験科目と関係ないことから、手抜きの日数というような雰囲気が出てきてしまうこともあり、どのように生徒たちに関心を持たせ、どのように授業を展開すればよいのかという悩みがあるようである。平成26年度の任用科目については、決定済みということであ

ろうが、音楽の先生方のそのような悩みをなるべく早く解消できるような体制としていただきたいと思う。よろしく願います。

委員長

現場の声に応えるということでご提案いただいたが、ご検討いただきたいと思う。よろしく願います。

教育指導課長

指導教諭については、東京都で計画的に配置するというものであり、平成26年度については国語、算数・数学、理科と決定している。平成27年度以降については、今ご指摘のあった専科等にも広げていくという情報も受けているので、今回いただいたご意見を都にも伝えていきたいと思う。

委員長

ほかにあるか。

それでは、以上で、第19回教育委員会定例会を終了する。